

# 議事日程

平成30年 第4回定例会  
4月26日（木） 午後1時30分  
五所川原市金木庁舎 4階 第1会議室

- 第1 開会
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 前回会議録の承認（第3回定例会）
- 第5 教育長の報告
- 第6 付議案件
  - 1 議案第13号 五所川原市少年相談センター少年指導員の選任について
  - 2 議案第14号 五所川原市教育支援委員会委員の決定について
- 第7 報告事項
  - 1 旧金木高等学校市浦分校の財産の引継ぎについて
  - 2 専決処分の報告について
- 第8 その他
  - 1 県費負担教職員の義務違反等に関する措置の状況について
  - 2 問題行動で指導した児童生徒数と不登校の児童生徒数について
  - 3 走れメロスマラソン大会について

---

※ 次回定例会開催予定日 平成30年5月16日（水） 午後3時00分  
五所川原市本庁舎 3階 会議室3A

平成 30 年

五所川原市教育委員会

第 4 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

目 次

付議案件

- 1 議案第13号 五所川原市少年相談センター少年指導員の選任について・・・P 1  
2 議案第14号 五所川原市教育支援委員会委員の決定について ..... P 3

報告事項

- 1 旧金木高等学校市浦分校の財産の引継ぎについて ..... P 12

議案第13号

五所川原市少年相談センター少年指導員の選任について

次の者を五所川原市少年相談センター少年指導員として決定したいので、教育委員会の同意を求める。

平成30年4月26日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市少年相談センター規則第5条第3項の規定により、五所川原市少年相談センター少年指導員の決定について同意を求めるため提案するものである。

○五所川原市少年相談センター規則

平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第33号

五所川原市少年相談センター規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、五所川原市少年相談センター（以下「相談センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

**第2条** 相談センターは、少年の指導及び少年問題に関する資料の収集並びに広報その他必要と認める業務を行う。

(職員)

**第3条** 相談センターに所長その他の必要な職員を置く。

(運営)

**第4条** 相談センターの運営の基本的な業務事項は、教育委員会において審議する。

(少年指導員の定数及び任期等)

**第5条** 相談センターに少年指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員の定数は、60人以内とする。

3 指導員は、関係行政機関の職員及び団体の構成員並びに有識者の中から教育委員会が委嘱する。

4 指導員は、非常勤とする。

5 指導員の任期は、2年とする。ただし、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導員の職務)

**第6条** 指導員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 業務計画に基づく、非行の早期発見及び非行防止のための指導

(2) 少年の問題行動について必要と認められる継続指導

2 指導員は、少年指導員証（別記様式）を携帯し、前項に規定する職務に際し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

(補則)

**第7条** この規則に定めるもののほか、相談センターの運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

別記様式（第6条関係）

議案第14号

五所川原市教育支援委員会委員の決定について

次の者を五所川原市教育支援委員会委員として決定したいので、教育委員会の同意を求める。

平成30年4月26日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市附属機関に関する条例別表中教育委員会に置かれる附属機関の規定により、五所川原市教育支援委員会委員の決定について同意を求めるため提案するものである。

## ○五所川原市附属機関に関する条例

平成17年3月28日五所川原市条例第24号

## 改正

平成17年9月30日五所川原市条例第213号  
 平成18年3月22日五所川原市条例第2号  
 平成19年3月16日五所川原市条例第10号  
 平成20年3月17日五所川原市条例第3号  
 平成20年6月16日五所川原市条例第25号  
 平成20年9月19日五所川原市条例第39号  
 平成20年12月24日五所川原市条例第45号  
 平成21年3月18日五所川原市条例第4号  
 平成21年9月24日五所川原市条例第35号  
 平成22年3月18日五所川原市条例第3号  
 平成22年9月27日五所川原市条例第24号  
 平成23年3月23日五所川原市条例第3号  
 平成24年3月16日五所川原市条例第2号  
 平成25年3月21日五所川原市条例第6号  
 平成25年6月17日五所川原市条例第24号  
 平成26年3月18日五所川原市条例第2号  
 平成27年3月25日五所川原市条例第3号  
 平成28年3月14日五所川原市条例第5号  
 平成29年3月21日五所川原市条例第4号  
 平成29年6月21日五所川原市条例第17号

## 五所川原市附属機関に関する条例

## (趣旨)

**第1条** この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する市長その他の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担当する事務及び委員の構成等に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例で設置する附属機関の組織等）

**第2条** 市長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。

（附属機関の長等）

**第3条** 会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、別表の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等が2人以上置かれる附属機関においては、副会長等の行う前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。

5 会長等及び副会長等にともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

（任命）

**第4条** 委員又は本部員（以下「委員等」という。）は、別表の委員の構成等の欄に掲げる者のうちから市長その他の執行機関が任命又は委嘱する。

2 委員等に欠員を生じた場合の補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

**第5条** 附属機関の会議は、必要に応じて会長等が招集する。ただし、附属機関設置後最初の会議又

は会長等及び副会長等が不在の場合その他特別の場合の会議は、必要に応じて当該附属機関が属する市長その他の執行機関が招集する。

- 2 会長等は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員等の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議決は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長等、副会長等及び委員等の除斥)

**第6条** 会長等、副会長等及び委員等は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、附属機関の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(部会)

**第7条** 附属機関に各種検討を行うための部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長等が指名するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから会長等が指名する。
- 4 部会長は部会を代表し、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから当該部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(守秘義務)

**第8条** 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

**第9条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

**附 則** (平成17年9月30日五所川原市条例第213号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (平成18年3月22日五所川原市条例第2号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月16日五所川原市条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (平成20年3月17日五所川原市条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成20年6月16日五所川原市条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。  
(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則** (平成20年9月19日五所川原市条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則** (平成20年12月24日五所川原市条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則** (平成21年3月18日五所川原市条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年9月24日五所川原市条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則** (平成22年3月18日五所川原市条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則** (平成22年9月27日五所川原市条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則** (平成23年3月23日五所川原市条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則** (平成24年3月16日五所川原市条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年3月21日五所川原市条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（平成25年6月17日五所川原市条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（平成26年3月18日五所川原市条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（平成27年3月25日五所川原市条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（平成28年3月14日五所川原市条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（平成29年3月21日五所川原市条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(五所川原市立学校給食センター設置条例の一部改正)

- 2 五所川原市立学校給食センター設置条例（平成17年五所川原市条例第85号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（平成29年6月21日五所川原市条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表（第2条、第3条、第4条関係）

## 市長に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成等	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
五所川原市高齢社会対策検討委員会	老人保健福祉計画・介護保険事業計画案、地域包括支援センターの設置及び運営、地域密着型サービスの適正な運営その他高齢者施策に関する事項の調査、審議	会長 副会長 委員	議会議員 学識経験を有する者 保健・医療・老人福祉等に従事する者 各種市民団体の代表者等	30人以内	3年	委員の互選
五所川原市老人ホームの入所措置等の要否の判定に関する委員会	老人ホームの入所措置等の要否の判定に関すること。	会長 委員	医師 老人ホームの施設長等 関係行政機関の職員	10人以内	委嘱又は任命した日から当該日の属する年度の末日まで	会長は福祉事務所長の職にある者をもって充てる。
五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会	障害者計画及び障害福祉計画の策定及び審議	会長 副会長 委員	医療及び障害福祉等の関係者 障害者団体の代表者等 関係行政機関の職員	15人以内	委嘱された日から当該日の属する年度の末日まで	委員の互選
五所川原市水道事業評価審議会	水道事業の評価に対する厚生労働省で定めた実施要領及び実施細目を勘案した審議	会長 委員	議会議員 学識経験を有する者 受益者 経済団体代表者等	5人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選
五所川原市下水道事業評価審議会	下水道事業の評価に対する国土交通省で定めた実施要領及び実施細目を勘案した審議	会長 委員	議会議員 学識経験を有する者 受益者 経済団体代表者等	5人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選
五所川原市顕彰委員会	名誉市民、市褒賞及び文化褒賞の候補者の審議及び答申	会長 副会長 委員	議会議員 学識経験を有する者	10人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選
五所川原市男女共同参画推進委員会	男女共同参画計画の策定及び進行管理に関すること。 男女共同参画に関する意識改革・人	委員長 副委員長	市民 学識経験を有する者	12人以内	2年	委員の互選

	材育成に係る事業 に関すること。 その他必要な事項 に関すること。	委員				
五所川原市 青少年問題 協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。	会長 副会長 委員	議会議員 関係行政機関の職員 学識経験を有する者	10人以内	2年	委員の互選
五所川原市 伝統文化市 民懇談会	伝統文化の発掘、保存及び振興並びに後継者の育成並びに伝統文化の振興発展に貢献があったものの表彰に関すること。	会長 副会長 委員	伝統文化団体の関係者 学識経験を有する者 関係行政機関の職員	10人以内	2年	委員の互選
五所川原市 廃棄物減量化、資源化及び適正処理の推進等推進審議会	一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進等に関すること。 その他廃棄物処理に関し必要な事項に関すること。	会長 副会長 委員	市民 学識経験を有する者 廃棄物関係業者の団体を代表する者 関係行政機関の職員	10人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選
五所川原市 住宅政策実態調査委員会	住宅政策実態把握の調査及び審議並びに住生活基本計画の策定	委員長 副委員長 委員	各種市民団体の代表者 関係教育・行政機関の職員保健・医療・福祉団体の代表者 建築関係団体の代表者	15人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選
五所川原市 市民提案型事業審査会	市民提案型事業補助金交付先候補の選考	会長 副会長 委員	学識経験を有する者 市民	10人以内	2年	委員の互選
五所川原市 上下水道事業等経営審議会	上下水道事業及び工業用水道事業における経営及び料金等に関する事項の調査及び審議	会長 委員	学識経験を有する者 受益者 経済団体代表者等	10人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選
五所川原圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会	五所川原圏域定住自立圏共生ビジョンの策定、変更等に関すること。	会長 副会長 委員	学識経験を有する者 五所川原圏域共生ビジョンの取組内容に関連する団体等を代表する者	15人以内	2年	委員の互選

五所川原市 健康推進協議会	健康増進計画の策定に関する事項及び同計画に基づく事業の推進に関する事項の審議	会長 副会長 委員	市民 保健医療関係団体の代表者 住民組織及び地域保健組織代表者 事業所等の代表者 学識経験を有する者	25人以内	2年	委員の互選
五所川原市 地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定及び審議	会長 副会長 委員	福祉関係団体の代表者 各種市民団体の代表者 関係行政機関の職員	15人以内	委嘱された日から当該日の属する年度の末日まで	委員の互選
五所川原市 子ども・子育て会議	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 子ども・子育て支援に関する施策の推進及び実施状況を調査審議すること。	会長 副会長 委員	学識経験者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 教育関係者 子どもの保護者	15人以内	2年	委員の互選
五所川原市 いじめ問題調査委員会	五所川原市いじめ問題専門委員会が調査する重大事態と認められるいじめを同専門委員会とともに並行調査すること及び同専門委員会の調査結果の再調査すること。	会長 副会長 委員	法律、医療、教育、心理、福祉等に関して優れた識見を有する者	6人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選
五所川原市 農業委員会委員候補者選考委員会	農業委員会の委員候補者の選考に関すること。	委員長 副委員長 委員	学識経験を有する者 農業関係団体を代表する者	7人以内	委嘱された日から農業委員会の委員が任命された日まで	委員の互選

教育委員会に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成等	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
五所川原市 遺跡整備検討委員会	市に所在する遺跡の整備検討	委員長 副委員長 委員	学識経験を有する者	20人以内	2年	委員の互選
五所川原市 いじめ問題専門委員会	いじめ防止等のための対策、重大事態と認められるいじめの調査その他いじめに関する重要事項の調査審議に関すること。	会長 副会長 委員	法律、医療、教育、心理、福祉等に関して優れた識見を有する者	6人以内	2年	委員の互選
五所川原市 教育支援委員会	市内に住所を有する就学予定者及び市が設置する小学校若しくは中学校に転学し、又は在学する者のうち障がいがある、又は疑われるものに係る教育的ニーズに応じた支援体制、教育内容等に関すること。	委員長 副委員長 委員	医師、児童福祉施設の職員及び教職員 学識経験を有する者 関係行政機関の職員	20人以内	1年	委員の互選
五所川原市 学校給食運営委員会	学校給食に関する重要な事項を協議し、学校給食の運営について審議すること。	会長 副会長 委員	市立小中学校の教職員 市立小中学校 PTA代表 学識経験を有する者 関係行政機関の職員 食品加工及び販売に関する団体の代表者	20人以内	1年	委員の互選

農業委員会に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成等	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
五所川原市 農地利用最適化推進委員候補者選考委員会	農地利用最適化推進委員の候補者の選考に関すること。	委員長 副委員長 委員	農業委員会の委員 農業関係団体を代表する者	9人以内	委嘱された日から農地利用最適化推進委員が委嘱された日まで	委員の互選

## 旧金木高等学校市浦分校の財産の引継ぎについて

## 1. 用途廃止の理由等

用途廃止の理由	平成30年3月31日をもって閉校となり、以後は教育の用に供さず、今後も活用の見込みがないため。
用途廃止年月日	平成30年3月31日
引継ぎ先（移管先）	総務部 管財課
総務部長への引継ぎ（移管期日）	平成30年4月3日

## 2. 建物及び土地概要

	建築年月	面積	構成材料	階級
校舎	昭和47年3月	1,578m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造	2階建
敷地		1,459.66m <sup>2</sup>		

## 3. 学校配置図

